

古代中国における都市国家制度問題小考

詹子慶（訳：下田誠）

近時、一つの見解がある。すなわち、古代世界の多くの奴隷制国家は、城邦から帝国へという段階を経たのであり、これはほとんど人類史発展の共通法則である、というものである。では古代中国もまたこの法則に従って発展したのかという点については、中国古代史の研究者はこれまで論及してこなかった。林志純先生は「孔孟の書に反映された古代中国の都市国家制度（孔孟書中所反映的古代中国城市国家制度）」（以下『制度』と略称。『歴史研究』1980年第3期所収）において、「中国における最初の国家は専制主義国家ではない」「古代中国において、統一的な専制帝国は秦代に初めて成立したといえる」と提起し、これ以前については、「堯舜時代は古代城邦制が生まれる直前であり、三王時代は城邦制がそれぞれ発生した創始期、五覇時代は城邦制の全盛期であって、城邦同盟の中心は移動し、戦国時代は城邦制の衰亡期である」とする。最後の結論として「古代中国は都市国家の形成と発達歴史過程であり、孔孟の書に反映されているのは専制主義帝国ではなく、貴族政治・民主政治の都市国家である」と述べる。問題は多岐にわたり、その所論の中にはなお検討すべき点がある。ここではいくつかの問題に絞って、林志純先生に教えを乞うものである。

一

問題の検討はまず三王時代から始めるが、なかでも殷・周が鍵である。われわれはこの見解に同意する。殷・周はいずれも部族連合から国家へと進展し、小邦から文明社会に入ったのである。ただし、われわれはさらに、殷・周の国家的な版図は固定不変ではなく、両者はいずれも一連の征伐戦争を通じて領土を拡張し、古代世界において屈指の奴隷制大国へと発展したと考える。これを指摘することは、われわれが殷・周の国家タイプを論ずる際の出発点であるが、『制度』はこの点を回避している。

いわく、「湯は七十里を以てす」〔『孟子』公孫丑上〕と。成湯が夏を滅ぼした時は小邦であったが、夏を滅ぼした後に勢力はにわかに膨張し、「殷土の芒芒たるに宅らしむ」という状態であった。代々の開拓、とりわけ武丁の赫々たる軍功、さらに帝乙・帝辛の東南経営を経て、殷王朝はすでに「邦畿千里」の大国となっていた⁽¹⁾。当時比較的弱小であった周人の眼には、これはまさしく「大邑商」であった。殷王朝の勢力範囲は、殷代考古学の所産からも直接に証明できる。北は内蒙古・遼寧東部、南は湖南・江西北部、西は陝西・甘肅、東は海浜に至るまで、いずれの地でも殷代後期の青銅器が出土しており、その多くは現地鑄造である。これらの地域が必ずしも殷王朝の政治勢力の及ぶところであったとは限らないにせよ、殷文化の影響はきわめて顕著である。

西周王朝は殷王朝の基礎の上に発展したもので、当初もやはり小邦であり、「文王は百里を以て」〔『孟子』公孫丑上〕始める状態であった。滅殷の際には自らを「小邦周」〔『尚書』大誥〕と称した。しかし、周公の東征、周初の大分封、ついで昭王の南征、穆王の遠遊……と、四方に向けた軍事的・部族的植民を進め、強盛の極みにあつては、その疆域は四方すでに「我れ夏より后稷を以て、魏・駘・芮・岐・畢は吾が西土なり。武王克商に及び、蒲姑・商奄は吾が東土なり。巴・濮・楚・鄧は吾が南土なり。肅慎・燕・亳

は吾が北土なり」⁽²⁾に達した。いわゆる「天子の畿」もまた千里の広さを有した。この時、周人は自らを「赫赫たる宗周」⁽³⁾と誇示し、「大邦」⁽⁴⁾と自称し、後世の人もまたこれを「大邑周」⁽⁵⁾と呼んだ。さらに西周遺跡・青銅器の分布から見ても、周王朝は「封藩建衛」を通じて、その政治・軍事の統治拠点を全国各地に撒布し、北は遼寧、南は長江以南、西は甘肅東部、東は海浜に至る広大な領土が西周の統轄範囲となり、殷王朝よりもさらに巨大な宗法制式の奴隷制国家を築いたのである。文化の伝播が政権の統治範囲と等しいわけではないとしても、政権による統治が文化に直接の影響を及ぼし、両者の間には一致しているところがある。

総じて、文献・考古資料のいずれから見ても、殷と西周はそれぞれ小邦から発展して奴隷制大国となった。この点は、城邦制の問題を論ずる前にまず承認すべき事実である。

レーニン「国家について」において、奴隷制国家は「君主制と共和制、貴族制と民主制の区別がある」と論じている。殷・周の奴隷制国家の政体はどの類型に属するのか。過去には君主制と考えるものもあったが、『制度』は新たな見解を提示し、肯定的な回答を与えている。すなわち、殷・周は都市国家であり、しかも貴族共和政治である、と。何が是で何が非か。理論および史実の両面から論証・説明する必要がある。

レーニンはまた「国家について」で「君主制とは、一人による独裁の政権であり、共和制とは、すべての権力機関が選挙により生じる体制である。貴族制とはごく少数者の政権であり、民主制とは人民の政権である」と明確に論じている。ここで言う「人民の政権」とは、もちろん当該時代における人民の範疇を指す。以上の叙述は、奴隷制国家の政体を検討する上で重要な基準である。^{〔訳者注①〕}

指摘しておくべきことは、国家権力が出現したばかりの時期には、国家機構がまだ完備しておらず、初代の王は部族連合長から転化したもので、しばしば連合会議の推挙によって選出された可能性が高いことである。これを「丘民に得られて天子となる」⁽⁶⁾と称する。当時、彼ら個人の権力もまた大きくはなかった。大禹は夏朝の第一代の王であったが、その地位はなお部族連合長の如くであり、「飲食を菲くし」「衣服を悪くし」「宮室を卑くして力を溝洫に尽くす」⁽⁷⁾、「禹親しく自ら橐耜を操りて、天下の川を九雑す。腓に腋無く、脛に毛無く、甚雨に沐し、疾風に櫛りて、万国を置けり」⁽⁸⁾という状態であった。周文王もまたしかりである。彼は西周の第一代の王であったが、「文王は卑服し、康功・田功に即く」⁽⁹⁾、「伯昌、衰に号し、鞭を乗りて牧を作す」⁽¹⁰⁾である。彼らはいわゆる後代の君主の如きではなく、むしろ「社会の公僕」のようである。われわれが奴隷制国家の政体を分析するにあたり、国家が確立されたばかりの過渡段階の資料を根拠としてはならず、殷・周における王権の興亡全体の歴史から出発すべきである。かくしてこそ正しい結論に到達できる。

殷・周王朝の全歴史から見れば、殷・周の君主は不断に対外的軍事征服を強化し、統治の疆域はしだいに拡大した。経済的利益は集中へと向かい、国家機構はしだいに完備し、殷王・周天子の世襲権力は日増しに強大となり、いずれも奴隷制王朝の専制君主となった。国家政権もまた専制の政体を生んだ。この理を明らかにするためには、この種の政体がいかに形成されたか、いかなる標識を有するかを、理論・史実の両面から論証する必要がある。

まず指摘すべきは、土地の王有が専制政体の統治基礎であるという点である。言うまでもなく、殷・周時代には全国の土地は王有とされ、「普天の下、王土に非ざる莫し。率土の濱、王臣に非ざる莫し」⁽¹¹⁾、「封略の内、何ぞ君土に非ざらん。食土の毛、誰か君臣に非ざらん」⁽¹²⁾という通りである。

すなわち土地王有制である。封を受けた大小貴族は土地について占有権および使用権を有するのみで、「田里は鬻かず」⁽¹³⁾、土地は売買できず、「礼に、天子は上に在り、諸侯は地を以て相与うることを得

ず」⁽¹⁴⁾という。さらには土地の譲渡・交換ですら国家の干与を受けた。ここにおいて最高の主権とは、全国的範囲で集中化された土地所有権、すなわち国家（国王）の所有権にはかならない。

土地王有の支配下にあつて、殷・周社会の広大な農村では井田制が行われ、とくに大河流域の上下における排水・灌漑農業の発達地域には多くの井田が分布し、井田とはすなわち共同体所有制である〔原文：公社所有制〕。マルクス・エンゲルスの古典作家はたびたび論じている。すなわち、共同体所有制の存在を認めるならば、共同体の上に築かれた専制主義制度の存在を承認すべきである、と。彼らは、農村共同体は「始終、東方専制制度の牢固なる基礎である」（マルクス「イギリスのインド支配」）と明確に論じている。共同体の存在するところでは、「常に集権的専制制度を共同体の上に矗立させる」（マルクス「ヴェ・イ・ザスーリチへの手紙への回答の下書き第2草稿」）。土地私有制の生じていないところでは、「国家権力はすなわち専制政体として出現する」（エンゲルス「フランク時代」）ということである。問題はこれ以上明白なことはない〔訳者注②〕。

なぜ共同体所有制が東方専制制度を生む基礎であるのか。古典作家の説明は次の諸点に要約できる。第一に、共同体は父系大家族から変化したもので、その内部には家父長制の支配が行われており、これが集権政治を生み出す基本因子である。第二に、共同体経済は農業と家庭手工業の結合を基礎とし、農村共同体は孤立性を有し、共同体相互の間に生活上の連絡を欠き、他地与隔絶された小天地を保ち、国家全体が多数の農村共同体に分割される。それらは共同体の上に君臨する集権政府を必要とし、集権政府は共同体間の関係を調整し、共同体の生産秩序と正常生活を保障する。この孤立性こそが東方専制制度をもたらす自然的基礎である。第三に、共同体間の共同利益、特に灌漑の如き公共事業を維持するためには、孤立状態にある共同体は連合行動をとりにくく、中央集権政府に依存して興すほかない。以上の論述はいずれも、中国の殷・周奴隷社会の実情に適合する。

さらにわれわれは、都市国家は城邦経済の基礎の上に築かれるべきであると考え。殷・周期には共同体所有制のみで、城邦経済は形成されておらず、ゆえに都市国家生成の基礎を欠いていた。中国古代都市の興起は軍事・政治の必要からであり、都市は軍事拠点であった。マルクスの言うとおり、それは一個の軍営であり、城と野〔原文：城郷〕は渾然一体として、独立の都市経済は形成されず、工商は貴族経済に附属し、独立の政治勢力を成しえなかった。この点は古代ギリシア・ローマとは明らかに異なる。春秋戦国の際になって初めて都市経済が興起し、歴史は新たな一頁を開いたのである。われわれは、西周は都市国家ではなく、しかし統一帝国でもなく、宗法的血縁関係を基礎として築かれた家父長制式の奴隷制国家であったと考える。宗法制の原則に従い、「封藩建衛」によって領土を開拓し、層々たる官僚機構を確立した。その核心は、周天子を天下の共主とする地位の確立にあつた。彼は天下を統治する王であると同時に最高の家族長であり、「民の父母」を号し、全国的範囲における社会的富の独占的継承権と主祭権を享受し、先祖・神の意志を奉じて臣民を統治し、これによって君主の独尊地位を維持した。この宗法制は貴族の政治・経済・生活のあらゆる領域に浸透し、厳密な宗法統治ネットワークを形成した。これこそが君主集権を生む政治的条件である。宗法式家父長奴隷制は必然的に集権政治を生み、貴族共和政治を生みえないと言える。西周が統一帝国ではないというのは、宗法制を基礎として建立された奴隷制国家が大一統の局面をもたらし得ないからである。親親の原則によって構成された宗法システムは持続困難であり、血縁関係は次第に疎遠化する。文明時代に入って以来、地域関係が血縁関係を打破する過程が始まり、宗法システムは混乱した。諸侯・卿大夫・士は天子あるいは上位の等級に対しては皆宗子であるが、各自の封地においては宗主となり、多くの特権を有した。これが大きな割拠性をもたらした。したがって、西周の宗法制

式奴隷制国家の本質は、周天子を核心とするゆるやかな軍事同盟の集合体であると考えられることもできる。この集合体が牢固か否かは、周天子の政治・経済・軍事的力量の強弱により左右された。

殷・周が都市国家ではない以上、その国家政体も貴族共和ではありえず、君主専制であるほかない。これは多くの歴史文献に、孔孟の書をも含め反映されている。

殷王・周天子は独尊の地位を有し、当時これを「君命に二なし、古の制なり」⁽¹⁵⁾と称した。殷王・周天子は自らを「予一人」(『尚書』に見える)あるいは「余一人」(金文に見える)と称し、秦の始皇帝が自らを「朕」と称したのと同様、個人独裁の意を含む。その尊厳を維持するため、彼らは自らを上帝が民間に派遣した代表として打ち出し、自ら「天子」と称した。そして上は神より承け、下は民に致し、ゆえに「夫れ君は、神の主にして、民の望なり」⁽¹⁶⁾と言われた。天子の頒布した誥命では、「天命を受く」(金文にしばしば見える)、「恭しく天の罰を行う」[牧誓]、「天の罰を致す」[湯誓]、「肆に我が天威を令す」[君奭](『尚書』に見える)などと口々に唱え、上帝の権威をもって敵対勢力・被統治者を威圧し、君権に神権の外衣をまとわせて神秘化し、集権の力を強化し、殷王・周天子の独尊の地位を維持しようとした。

西周には王権の尊厳を維持する一通りの礼制があった。列鼎を例にとれば、九鼎は国君の用であり、最初の鼎は王権の象徴であった。伝説では夏が九鼎を鑄て国家を建て、夏が亡べば鼎は殷に遷り、殷が亡べば鼎は周に遷り、後に成王は鼎を郊廓に定めた⁽¹⁷⁾。春秋時、楚王が周王室に対し「鼎の軽重を問う」たことは、礼の観点から見れば、いうまでもなく叛逆行為である。列鼎の目的は臣民を威圧し、精神的圧力を加えて、王権の統治を受け入れさせることである。これがいわゆる王の威儀である。「君に君の威儀あり、その臣は畏れてこれを愛す」⁽¹⁸⁾である。下層の一般庶民はなおさら「民はその君を奉じ、これを愛すること父母の如く、これを仰ぎみること日月の如く、これを敬うこと神明の如く、これを畏ること雷霆の如く」⁽¹⁹⁾であった。この種の威儀とは、実際には王権の具体的表現にほかならない。

号令を発することができるのは王のみであり、他の貴族はその権利を持たない。「天下に道あれば、礼楽・征伐は天子より出づ」である⁽²⁰⁾。孔子が称揚するのはまさしく西周の盛世、周天子が権威を握る時代であった。いわゆる「礼楽」とは典章制度であり、天子が頒布しなければならず、いわゆる「征伐」とは戦争動員であり、これもまた天子が号令を発しなければならぬ。当時、号令のいかなる伝達手段もなく、しばしば官を地方に派して布告させ、これを「木鐸を振(奮)いて兆民に令す」⁽²¹⁾と称した。金文には周王の冊封資料が多く記録され、また征伐戦争の号令の頒布も見える。これらすべては、君主の二つならざる権威を反映しており、どこに貴族共和・民主政治の気配があろうか。

『書経』には王の誥命が多く保存されており、それらから窺える君主は、全くもって専断的王権の面目を示している。全国の臣民は「予一人」に絶対服従しなければならず、国王は敵対勢力に対しては例外なく恐嚇・屠殺の手段をとり、すなわち「今や恭しく天の罰を行う……命を用うるものは祖に賞し、命を用いざるものは社に戮し、予は則ち汝を撃戮せん」⁽²²⁾とある。湯が夏を滅ぼすときの訓辞は、「格れ爾衆庶よ、悉く朕が言を聴け。台小子、敢えて称乱を行うにあらず。有夏罪多ければ、天命じてこれを殛せり。〔……〕爾尚くは予一人を輔け、天の罰を致せ。予は其れ大いに汝に賚わんとす。爾信ぜざることを無かれ、朕は言を食らざればなり。爾誓言に従わざれば、予は則ち汝を撃戮し、赦す所無けん」⁽²³⁾である。周が殷を滅ぼす時、武王の訓辞もまた「恭しく天の罰を行う」「茲を刑して赦すことを無かれ」「大いにこれを罰殛す」⁽²⁴⁾といった恐嚇の辞の連鎖である。のみならず、本族の貴族・国人に対しても同様に専制統治を行った。これは盤庚が殷に遷都した際の度々の訓話から窺える。遷都に不賛成で故土に恋々とする貴族・国人に対して、彼は警告を発した。「矧んや予、乃の短長の命を制するをや」。「其れ惟れ告を致せ。今より

後日に至るまで、おのおの爾の事を恭し、乃の位を齊え、乃の口を度ちよ。罰、爾が身に及ばば、悔ゆべからず。「乃し不吉・不迪、顛越・不恭、暫遇・奸宄有らば、我は乃ち剿殄してこれを滅し、遺育無く、種を茲の新邑に易さしむること無からしめん」⁽²⁵⁾と。これらの誥命から見て取れるのは、殷王の集権政治が暴力手段に大きく依拠していたということである。

君主専制の下では、君臣関係は断じて転倒してはならない。「臣に二心無きは、天の制なり」⁽²⁶⁾、「君、臣を使うに礼を以てし、臣、君に事うるに忠を以てす」⁽²⁷⁾である。忠君は臣下に対する最も根本的な要求である。「王の位を奸すは、禍孰れかこれより大なる」⁽²⁸⁾とは、不軌を謀る臣僚に対する警告である。政治上、臣は必ず君に隷属すべく求められ、「質を委ねて臣と為り、二心有る無く、質を委ねて死を策すは、古の法なり。君に烈名あれば、臣に叛質無し」⁽²⁹⁾である。いわゆる「委質」とは隷属関係であり、君主は臣僚に対して生殺与奪の大権を把握し、人身の占有をも含む。経済上、諸侯・貴族は天子に貢賦を納めねばならず、「諸侯の天子に於けるや、比年に一たび小聘し、三年に一たび大聘し、五年に一たび朝す」⁽³⁰⁾とある。礼制に基づき定期的に貢賦を納め、天子に十分な収入を保証し、それによって君主の絶対権威を維持した。

君民関係においては、君はさらに一切の人民〔原文：民氓〕の上に君臨する主宰者であり、民に対しては奴役・圧迫の事を尽くした。苛酷な刑法、残忍な人を犠牲に供した祭祀や殉死〔原文：人祭人殉〕はいずれも今人の指弾するところである。さらに愚民政策、すなわち「民はこれに由らしむべし、これを知らしむべからず」⁽³¹⁾の原則も、為政者の統治の宝刀であった。厲王の「弭謗」は、「国人敢えて言うものなく、道路以て目す」⁽³²⁾という政治的雰囲気を生み、周天子の専断を如実に示している。

春秋に至り、列国勢力が勃興し、周天子の権力が下に移ると、貴族の集権政治が台頭したが、周王の専制主義の余威はなお存し、当時の人々の頭脳の中に深く埋め込まれていた。諸侯は覇者たらんと欲したが、なお「尊王」の旗印を掲げ、「天子を挟みて諸侯に令す」状態にあった^{〔訳者注③〕}。鄭の小覇は「王命に違うを討つ」〔春秋左氏伝〕隠公十年を口実として威望を高めた。齊桓公の覇は、「尊王攘夷」の旗印の作用が最大であった。晋の謀臣狐偃は晋侯に「諸侯を求むるは、王に勤むるに如くはなし」⁽³³⁾と建議した。「尊王」「勤王」を問わず、春秋時代の周天子は一つの名目〔原文：牌位〕にすぎず、「尊王」は尊王にあらず、諸侯が覇を称する策略にほかならない。しかし、これもまた一つの事実を反映する。すなわち、過去には確かに「尊王」の時代が存在したのであり、それは西周の盛世において、周天子が天下の共主であり、諸侯に号令する作用を果たしていた時期であって、その権威は虚ではなく実であった。ゆえに、殷・周が貴族共和政治であったという主張は再考を要する。

もちろん、殷・周時代に原始民主制の遺風が保たれたことを否定しない。文献に徴するところ、盤庚の殷墟への遷都〔原文：殷遷〕に先立ち、「王、衆に命じて、悉く庭に至らしむ」⁽³⁴⁾のものであった。盤庚は殷の貴族と平民を王庭に召集して、遷都という大事を諮った。これは殷王朝が原始民主制を保持していた際立った例証である。西周にもこれに類する制度があり、『尚書』洪範には「汝、則し大疑有らば、謀るに乃の心に及にし、謀るに卿士と及にし、謀るに庶人と及にし、謀るに卜筮と及にせよ（汝則有大疑、謀及乃心、謀及卿士、謀及庶人、謀及卜筮）」と記される。すなわち、国君がとりわけ疑惑の大事に遭えば、上は天に謀るとともに人事に謀り、人事に謀るにあたっては、卿士と議するのみならず、国人の声も聴き、その思想動向を把握するべきだ、というのである。『周礼』〔地官・〕郷大夫の職にも「衆庶に詢う」「大いに衆庶に詢う」との記載がある。『周礼』秋官・小司寇の職には、詢うべき事項の範囲として「一に曰く国の危を詢う、二に曰く国の遷を詢う、三に曰く君を立つるを詢う（一曰詢国危、二曰詢国遷、三曰詢立君）」と規定されている。考えるに、当時の詢・謀の対象は庶人・国人、すなわち周の貴族と同族に属する国人

であり、詢う事項はいずれも国の大事であり、その方式は人民議事会に類した。これらの制度の存在は、原始民主制の残余を示すにとどまり、商・周国家の政体が貴族共和制であったことの証明にはならない。なぜなら、当時の国家機構の全体状況、国君の権力および君臣・君民関係から見て、主導的地位を占めていたのは君主専制政体であり、貴族共和ではなかったからである。原始民主制の残存は、殷・周時期がなお未発達初期奴隷制段階にあったことを反映するにすぎない。

二

もし殷・周に都市国家が出現しなかったというのが実情に適うとすれば、西周後期に君主権力が衰弱し、宗法式の家父長奴隷社会が動揺し、西周専制主義王朝の瓦解を基礎として、春秋時代の都市国家がかえって興起した、ということになる。ただし、わが国古代の都市国家は十分に発展するには至らず、政権の形式は変わらず、各諸侯の国家の形式は基本的に西周の専制政体を継承した。ゆえに、『制度』が五覇時代を城邦制の全盛時とする所説は、にわかには信服しがたい。

春秋時代の諸侯国はいかなる事情のもとに現れたのか。共同体所有制の瓦解、土地私有の発生こそ、周天子の集権統治を動揺させ、城邦国家を出現させる先決条件であった。すでに述べたように、共同体所有制は殷・周君主専制の牢固たる基盤であった。周宣王が「千畝に籍せず」としたことは、王畿内の土地制度が最初に変動した標識であり、春秋列国が行った一連の賦税制改革は、いずれも井田、すなわち共同体所有制が深刻な変革を経つつあったことを反映している。共同体は次第に瓦解し、土地私有が出現し、血縁色彩の濃厚な国野の制度も次第に打破され、それに伴い商品交換が発達し、都市経済も活発化し、都市は従前の純粋な軍事・政治拠点から、軍事・政治・経済の意義を併せ持つ集合体へと転化した。土地私有者・独立の商工業者、諸種の政治勢力が都市に集積し、新たな貴族経済を形成した。これに反して王室経済は衰退し、共同体の上に光臨する周天子もまた諸侯・貴族に対する統御を失った。各諸侯国の国君による集権政治は周天子の天下とその集権統治を分割した。戦国時代の共同体はたしかに瓦解したが、小農経済が数千年にわたる封建専制主義の基礎となったのである。

西周後期以降、宗法関係は混乱し、上下の僭越・下克上の事例が頻出した。周天子の権力は下に移り、諸侯の勢力は膨張し、諸侯の権力はさらに下に移って大夫の権力が上昇した。孔子が憤懣をもって述べるように、「天下に道無ければ、則ち礼楽・征伐は諸侯より出づ」「大夫より出づ」、さらには「陪臣、国命を執る」⁽³⁵⁾という状況に至った。そして「政は家門に在り、民は依るところ無し」⁽³⁶⁾という局面が現れ、宗法制の拘束力は次第に小さくなった。もとより「親親」の原則によって周天子の天下宗主としての地位は維持され、周天子の経済・政治・軍事の力が最も盛んな時には宗法制の拘束力は大で、諸侯の周に向かう力〔原文：向心力〕も強い。これを「本大にして末小なれば、是を以て能く固し」⁽³⁷⁾と称する。しかしひとたび周天子の諸方面の力が衰弱し、天下宗主の地位を失えば、宗法制は諸侯を制御する効力を失い、諸侯の周から離れる力〔原文：離心力〕は大きくなり、もとの諸侯・貴族の領地を基礎として、諸侯国はそれぞれ政務を行った。これを「末大なれば必ず折れ、尾大なれば掉^{ふる}わず」⁽³⁸⁾という。

諸侯国は基本的に西周の専制政体を継承したが、相違は、各国の国君が周天子の地位に代わり、卿大夫が従前の諸侯のごとく振る舞うようになった点であり、君主の権力範囲は西周の盛世に比べて小さく、しかも漸次的に下へ移る傾向にあった。しかし、その間、古代ギリシア・ローマの如き貴族民主・共和政治

の影は少しも見出せない。春秋各国の集権政治は主として次の点に表れる。第一に、各国は不断に増兵し戦いに備え、軍権はますます国君あるいは少数の貴族の手に集中した。たとえば齊は三軍を建て、魯は三軍を作り、晋は一軍から六軍三行（行は歩兵）へと拡充した。他の国々も一軍もしくは数軍の兵力を有した。当時、国君と諸卿が軍権を制すれば、政権を掌握したこととなり、軍令・政令はいずれも国君あるいは貴族の手から発せられた。第二に、変化した土地所有制に適応するため、各国の統治者は相次いで賦税制度の改革を行い、その目的はいずれも軍賦を増やし、財政の権を自己の手に集中することにあつた。齊の「地を相して征を衰す（相地而衰征）」『国語』齊語 から秦の「初めて租に禾す（初租禾）」『史記』六国年表に至るまで、いずれもこの目的である。第三に、各国は相次いで行政機構の整頓を行った。齊の「その国を参にし、その鄙を伍にす（参其国、伍其鄙）」⁽³⁹⁾、鄭の「都鄙に章有らしめ……廬井に伍有らしむ」⁽⁴⁰⁾は、いずれも中央から地方への政令の通達を円滑ならしめ、君主の集権または貴族の世卿政治の実施に便ならしめるためであつた。いくつかの国は吏治改革を行い、賢良の重視を掲げるとともに、西周と同様に「貴寵」を尊び、「旧族」を昭かにすることに留意した。晋文公は「晋の十一旧族」を近官に任じた。近官とは国君の身の近臣であり、みな親信・侍従の官である。さらに「姫姓の良き者」を中官に任じた。中官は中央朝廷の一般官職である。また「異姓の能」を遠官に任じた。遠官とは地方官吏を指す⁽⁴¹⁾。このような「尊卑有序」『礼記』楽記の任官制度もまた、君主の集権を実現するために採られた組織的手段であつた。

しかし、春秋期には邦国の独立地位が強まり、周天子の権力が分割され、君主集権政治が漸次下へ移つたため、殷・周以来保持されてきた原始民主制の残余が、ある国々、特に君主権力のさほど強くない小国において、際立って表れることになった。ここでは『春秋左氏伝』に見える材料に限って、一二を挙げてわれわれの見解を証したい。

春秋の邦国には、「公、国人を朝せしむ（公朝国人）」『春秋左氏伝』定公八年等 という、原始的議事会に類する遺風があつた。たとえば昭公十四年（前 528 年）、「莒の著丘公、卒す。郊公（著丘公の子）感まざれば、国人順わずして、著丘の弟庚輿を立てんと欲す（莒著丘公卒、郊公不感、国人不順、欲立著丘之弟庚輿）」である。後に果たして、国人の意に従い「庚輿を齊より逆う」、すなわち即位したのが莒の共公である。さらに定公八年（前 502 年）、衛は晋に叛こうとし、衛侯はまず諸大夫と相談をして了解と支持を得、ついで国人に問うた。「公、国人を朝せしめ、賈（衛の大夫）をして問わしめて曰く、『もし衛、晋に叛かんに、晋は五たび我を伐たば、病むこと何如』。皆曰く、『五たび我を伐つとも、なお以て能く戦ふべし』（公朝国人、使賈問焉曰、『若衛叛晋、晋五伐我、病何如矣』、皆曰、『五伐我、猶可以能戦』）」とある。衛侯は国人が叛晋政策を支持すると理解してはじめて、叛晋の決心を固めた。後に孟子は「公朝国人」の思想をさらに具体的に敷衍した。ある時、梁恵王の賢人を挙げるといふ問いに答えるに際し、彼は国人への照会を、左右（大臣）・大夫への照会の後に置きながらも、最も作用する枢要の地位に列した。「公朝国人」の制度については、『左伝』等に若干の記録が残る。

鄭の郷校は、おそらく「公朝国人」の場であつた。すなわち「鄭人、郷校に遊び、以て執政を論ず（鄭人游郷校、以論執政）」『春秋左氏伝』襄公三十一年である。大夫・国人が意見を発表し、朝政を品評する場所であり、議事機関の性質を帯びている。鄭の大夫然明は郷校の廃止を主張したが、子産はこれに反対した。彼は郷校では国人の意見を聴けるので、政治改革のために必要であるとし、「夫れ人、朝夕退きてここに遊び、以て執政の善否を議す。其の善とする所は、吾はすなわちこれを行う。其の悪とする所は、吾はすなわちこれを改む。是れ吾が師なり。いかにしてこれを毀らんや」⁽⁴²⁾と云う。子産の執政期間に郷校

は保持され、これは比較的典型的な原始民主制の反映である。

国君・貴族が国人と盟を結ぶことも、春秋時代における原始民主制残存の具体的な表現である。盟誓は多く大宮（祖廟）・書社あるいはその他の重要な場所で行われ、祖先・神霊の監督と加護を求めた。最も著名な事例は、鄭の商人が国君と締結した盟約である。すなわち「世に盟誓有りて、以て相い信ずるなり。曰く、『爾、我に叛くこと無かれ、我、強いて賣うこと無く、匂い奪うこと或ることは無からん。爾に利市・宝賄有るも、我、^{あずか}与り知ること勿からん』と。この質誓を恃みて、故に能く相い保ち、以て今に至る」⁽⁴³⁾である。鄭の商人は平王の東遷に随ってすでに国君と盟を結び、長期にわたり同盟関係を保持し、鄭の政治を活性化させた。

「国人と盟す（盟国人）」の事蹟は、『左伝』に見えるだけでも次のとおりである。

僖公二十八年（前 632 年）、「晋人、衛侯を復す。寧武子（寧喜、衛の大夫）、衛人と宛濮に盟して曰く、『……今日より以往、既に盟じたるの後、行く者はその力を保つこと無く、居る者はその罪を懼ること無かれ。此の盟に^{たが}渝うあらば、以て相い及ばさん。明神・先君、是を^{ただ}糾し是を殛せん』と。国人、この盟を聞くや、而して後^と貳せず（晋人復衛侯。寧武子与衛人盟于宛濮曰、『……自今日以往、既盟之後、行者無保其力、居者無懼其罪。有渝此盟、以相及也。明神先君、是糾是殛。国人聞此盟也、而後不貳』）。

成公十三年（前 578 年）、（鄭の）「子駟、国人を帥いて大宮に盟す（子駟帥国人盟大宮）」〔訳者注④〕。

襄公二十五年（前 548 年）、（齊の）「崔杼、立ててこれに相たり。慶封、左相と為る。国人と大宮に盟して曰く、『崔・慶と^{くみ}与せざる所の者あらば』と。（崔杼立而相之。慶封為左相。盟国人於大宮、曰、『所不与崔・慶者』）。

襄公三十年（前 543 年）、「鄭伯、其の大夫と大宮に盟す。国人と師之梁（鄭門）の外に盟す（鄭伯及其大夫盟于大宮。盟国人于と師之梁之外）」。

昭公二十年（前 522 年）、「丁巳晦、公（衛靈公）入る。北宮喜（衛の大夫）と彭水の上に盟す。秋、七月戊午朔、遂に国人と盟す（丁巳晦、公入。与北宮喜盟于彭水之上。秋、七月戊午朔、遂盟国人）」。

定公六年（前 504 年）、「陽虎（魯季氏の家臣）、また公および三桓と周社に盟し、国人と亳社に盟し、五父の衢に詛す（陽虎又盟公及三桓於周社、盟国人于亳社、詛于五父之衢）」。

「国人と交わりては、信に止まる」⁽⁴⁴⁾というのは、国君・貴族が国人と盟を結ぶ目的を言う。複雑な政治闘争の中で、相手に勝つためには国人の同情と支持を得なければならず、「国人と盟す」ことはその最良の方法であった。ここに国人の地位と作用が反映されている。同時に、君主集権政治が下方に移行する状況のもとで、原始民主制が、ある国々の政治制度の土壌においてはなお深く根ざし、相当長期にわたって保持されたことが示される。戦国中期以後、統一の趨勢が漸次形成され、変法を経た各国は相次いで封建的集権政府を樹立し、集権主義思想を代表する法家の主張が各国で実施され、原始民主制の残余はさらに一掃された。秦が六国を統一するに及び、最終的に封建的統一専制帝国が形成された。

三

孔孟の書に原始民主思想の若干が保存されていることは、周知の事実である。しかし、この思想が生まれた根源、それが反映する時代背景、ならびにこれらの資料を用いて歴史をいかに説明するかについては、いまだ意見の一致を見ていない。

孔孟の政治思想は全面的に論ずべきであり、その中には重民思想の一面があると同時に、尊君・一統を維持するもう一面もある。周知のごとく、孔子の主張する「天下に道ある」社会とは、「礼楽・征伐は天子より出づ」『論語』季氏という王権統治を指す。彼の提唱する「正名」、すなわち「君は君、臣は臣、父は父、子は子」『論語』顔淵もまた、周天子を天下の宗主とする地位を維持する宗法的統治秩序にほかならない。孟子の時代に至れば、彼は明確に「一に定まる」⁽⁴⁵⁾の思想を提出し、さらに「五百年にして必ず王者興る」⁽⁴⁶⁾とする。これらの思想は戦国中期以後の統一の潮流を反映する。いわゆる「王者」の時代とは、すなわち「大一統」の時代である。この思想素材は、孔孟の書にもまた尊君・一統の思想があることを示している。

もちろん、孔孟政治学説の貴重な部分は、やはり重民思想である。孔子の仁の思想はその先導であり、のちに孟子がこれを發揮して仁政学説をいっそう豊かにし、有名な「民を貴しと為し、社稷これに次ぎ、君を軽しとす（民為貴、社稷次之、君爲軽）」『孟子』尽心下の主張を掲げる。彼らの言う重民思想には、博く衆を愛し、民を時にして用い、食を足らし兵を足らし、賢才を挙げ、用を節し、不義の戦を反対する、等々が含まれる。要するに、政治において「政を為すに徳を以てすれば、譬えば北辰の其の所に居て、衆星のこれに拱するがごとし」⁽⁴⁷⁾という局面を実現することにある。

孔孟の書に見える原始民主思想の素材を用いるにあたり、まずその資料の出所および反映する時代内容を明らかにすべきである。

孔孟の原始民主思想は主として堯舜時代、すなわち軍事民主制の時代に取材するもので、反映するものもまたその時代の内容である。孔孟思想の顕著な特徴の一つは復古であり、孔子は「信じて古を好む」⁽⁴⁸⁾、孟子は「言えれば必ず堯舜を称す」⁽⁴⁹⁾。彼らは当時の現実に満足せず、古代の大同社会を憧憬し、託古改制の方法を採り、現実政治に古代の原始民主の伝統を保持するよう求め、自らの主張により政治を改革しようとした。孟子の提唱する「変置」『孟子』尽心下説を例にとれば、これは実際には原始社会の禪讓説の焼き直しである。実際には、三代以来、初代の王である夏の禹のみが部族連合会議の推挙によって選ばれ、それ以降、「変置」の実例は現れていない。伊尹が太甲を放逐したことは、まことに大波乱を引き起こし、周公が七年摂政したことも、讒言を招き「管・蔡、武庚を以て叛」するに至った。しかし王権が確立した後は動揺しえず、階級社会に入ってからでは孟子が説く「変置」は、もはや空想にすぎないのである。孔孟は当時の時弊を念頭に、賢才を挙げる思想を敷衍する中で、原始社会の「禪讓」を切望したが、これをもって殷・周社会に「変置」の民主政治が現れたと推論することはできない。

また、孔孟の思想は三代の状況の一部も反映している。彼らは三代、なかんずく周公の時代、すなわちいわゆる「成康の盛世」を望んだ。孔子はたびたび言う。「周は二代に鑑み、郁郁乎として文なるかな。吾は周に従わん」⁽⁵⁰⁾。「子曰く、甚だしいかな、吾が衰えたるや久し。吾復た周公を夢に見ず」⁽⁵¹⁾。「如し周公の才の美有りとも、驕りかつ吝かなれば、その余は觀るに足らざるのみ」⁽⁵²⁾と。彼らは成・康の治を称賛し、その時代の政治の特徴を際立たせた〔原文：竭力渲染〕。彼らの脚色によれば、当時の君臣・君民関係はきわめて和やかなものであったかのようであるが、実際には理想化の部分が少なからず混入している。いわゆる「成康の治」とは、政治が比較的清明で階級矛盾が比較的緩和されていたことを指すが、本質的に見れば、当時の君臣・君民関係は前述のとおり、なお君主専制であって、貴族共和ではなかった。孔孟によって加工され、理想化された三代の情景を、古代都市国家および貴族共和制の根拠としてはいけないのである。

1981年3月初稿、同年7月改訂

(初出：『人文雑誌 先秦史論文集』1982年)

注

- (1) 『詩經』商頌・玄鳥「宅殷土芒芒」「邦畿千里」。
- (2) 『左伝』昭公九年「我自夏以后禩、魏・駘・芮・岐・畢、吾西土也。及武王克商、蒲姑・商奄、吾東土也。巴・濮・楚・鄧、吾南土也。肅慎・燕・亳、吾北土也」。
- (3) 『詩經』小雅・正月「赫赫宗周」。
- (4) 『詩經』鄘風・載馳等。
- (5) 『孟子』滕文公下「大邑周」。
- (6) 『孟子』尽心下「得乎丘民而為天子」。
- (7) 『論語』泰伯「菲飲食」「惡衣服」「卑宮室而尽力乎溝洫」。
- (8) 『莊子』天下「禹親自操橐耜、而九雜天下之川。腓無胈、胫無毛、沐甚雨、櫛疾風、置万国」。
- (9) 『尚書』無逸「文王卑服、即康功田功」。
- (10) 『楚辭』天問「伯昌号衰、秉鞭作牧」。
- (11) 『詩經』小雅・北山「普天之下、莫非王土。率土之濱、莫非王臣」。
- (12) 『左伝』昭公七年「封略之内、何非君土。食土之毛、誰非君臣」。
- (13) 『礼記』王制「田里不鬻」。
- (14) 『穀梁伝』桓公元年「礼、天子在上、諸侯不得以地相与也」。〔訳者注：「曰」を削除した。〕
- (15) 『左伝』僖公二十四年「君命無二、古之制也」。
- (16) 『左伝』襄公十四年「夫君、神之主、而民之望也」。
- (17) 『左伝』宣公三年。
- (18) 『左伝』襄公三十一年「君有君之威儀、其臣畏而愛之」。
- (19) 『左伝』襄公十四年「民奉其君、愛之如父母、仰之如日月。敬之如神明、畏之如雷霆」。
- (20) 『論語』季氏「天下有道、礼樂征伐自天子出」。
- (21) 『礼記』月令「振(奮)木鐸以令兆民」。
- (22) 『尚書』甘誓「今予恭行天之罰……用命賞于祖、不用命戮于社、予則孥戮汝」。
- (23) 『尚書』湯誓「格爾衆庶、悉聽朕言、非台小子、敢行称乱、有夏罪多、天命殛之、爾尚輔予一人、致天之罰、予其大賚汝、爾無不信、朕不食言。爾不從誓言、予則孥戮汝、罔有攸赦」。
- (24) 『尚書』牧誓「恭行天之罰」「刑茲無赦」「大罰殛之」。〔訳者注：「恭行天之罰」は牧誓から、「刑茲無赦」は康誥から、「大罰殛之」は多方からの引用である。〕
- (25) 『尚書』盤庚〔上〕「矧予制乃短長之命」、「其惟致告。自今至于後日、各恭爾事、齊乃位、度乃口、罰及爾身、弗可悔」。〔中〕「乃有不吉不迪、顛越不恭、暫遇奸宄、我乃劓殄滅之、無遺育、無俾易種于茲新邑」。
- (26) 『左伝』莊公十四年「臣無二心、天之制也」。
- (27) 『論語』八佾「君使臣以礼、臣事君以忠」。
- (28) 『左伝』莊公二十年「奸王之位、禍孰大焉」。

- (29) 『国語』晋語〔九〕「委質為臣、無有二心、委質而策死、古之法也、君有烈名、臣無叛質」。
- (30) 『礼記』王制「諸侯之於天子、比年一小聘、三年一大聘、五年一朝」。
- (31) 『論語』泰伯「民可使由之、不可使知之」。
- (32) 『国語』周語〔上〕「国人莫敢言、道路以目」。
- (33) 『左伝』僖公二十五年「求諸侯莫如勤王」。
- (34) 『尚書』盤庚「王命衆、悉至于庭」。
- (35) 『論語』季氏「天下無道、則礼樂征伐自諸侯出」「自大夫出」「陪臣執国命」。
- (36) 『左伝』昭公三年「政在家門、民無所依」。
- (37) 『左伝』桓公二年「本大而末小、是以能固」。
- (38) 『左伝』昭公十一年「末大必折、尾大不掉」。
- (39) 『国語』齊語「参其国而伍其鄙」。
- (40) 『左伝』襄公三十年「都鄙有章……廬井有伍」。
- (41) 『国語』晋語〔四〕「昭旧族」「尊貴寵」「胥・籍・狐・箕・欒・郤・柏・先・羊舌・董・韓、寔掌近官。諸姫之良、掌其中官。異姓之能、掌其遠官」。
- (42) 『左伝』襄公三十一年「夫人朝夕退而游焉、以議執政之善否、其所善者、吾則行之。其所惡者、吾則改之。是吾師也、若之何毀之」。
- (43) 『左伝』昭公十六年「世有盟誓、以相信也。曰、『爾無我叛、我無強賈、毋或勾奪、爾有利市宝賄、我勿与知』、恃此質誓、故能相保、以至于今」。
- (44) 『大学』「与国人交、止於信」。
- (45) 『孟子』梁惠王上「定於一」。
- (46) 『孟子』公孫丑下「五百年必有王者興」。
- (47) 『論語』為政「子曰、為政以德、譬如北辰居其所、而衆星拱之」。
- (48) 『論語』述而「信而好古」。
- (49) 『孟子』滕文公「言必称堯舜」。
- (50) 『論語』八佾「周監於二代、郁郁乎文哉。吾從周」。
- (51) 『論語』述而「子曰、甚矣、吾衰也。久矣、吾不復夢見周公」。
- (52) 『論語』泰伯「周公之才之美、使驕且吝、其余不足觀也已」。

訳者注

〔訳者注①〕レーニンの著作からの引用は「国家について スヴェルドロフ大学での講義 一九一九年七月十一日」からで、前後の引用はともに『レーニン全集』第29巻（ソ同盟共産党中央委員会付属マルクス＝エンゲルス＝レーニン研究所編・マルクス＝レーニン主義研究所訳、大月書店、1958年）の486頁にある。訳文は中国語原文から翻訳した。

〔訳者注②〕マルクス＝エンゲルスからの引用について、マルクス「イギリスのインド支配」は『マルクス＝エンゲルス全集』第9巻（大内兵衛・細川嘉六監訳、大月書店、1962年）の126頁にある。マルクス「ヴェ・イ・ザスーリチへの手紙への回答の下書き第2草稿」は『マルクス＝エンゲルス全集』第19巻（大内兵衛・細川嘉六監訳、大月書店、1968年）の402頁、エンゲルス「フランク時代」は同第

19 卷、486 頁にある。訳文は中国語原文から翻訳した。

〔訳者注③〕「挾天子以令諸侯」は、『後漢書』列伝第六十四等にみえる表現であり、一般的には、実権を握る者が名目上の正統である天子を利用して他の勢力を動かすような政略論の文脈として使用される。

〔訳者注④〕詹論文の中国語原文は「子駟帥周人盟大宮」であるが、成公十三年の同伝は「子駟帥国人盟大宮」である。訳文は国人で訓読を示した。

訳者凡例

- ①原文において注記されない出典の補足、及び誤記等について、訳者の判断で、ポイントを 9 ポイントで下げ、〔 〕で示した。長文になるものは、〔訳者注〕として後ろにまわした。術語等、中国語原文の表記を示したほうがよいと考える部分は、〔原文：公社所有制〕の形式で示した。
- ②林志純氏について、原文は「林志純老師」であり、日本語では「先生」と訳している。詹子慶氏は東北師範大学に学んでおり、林志純氏の教えを受けており、同大学に着任後は同僚として働いた。
- ③原文「商」については、日本の習慣に即して「殷」と訳す。
- ④以下、漢文史料の引用は、本文には訓読を記し、注に原文を示すこととする。引用の句読はできるだけ著者のものに従った。

翻訳について

本稿は詹子慶（1937～2019）「古代中国城市国家制度問題浅議」（初出：『人文雑誌 先秦史論文集』1982 年）の翻訳である。翻訳作業は『古史拾零』（東北師範大学出版社、2005 年）収録の原稿から行った。すでに初出から 40 年以上の時を経過した論文であり、奴隸制国家論等、そのままでは従えない部分もあるが、随所に示唆に富む見解が発表されている。訳者が本稿を翻訳しようと考えたきっかけは、張広志著『西周史与西周文明』（上海科学技術文献出版社、2012 年）の第 9 章「西周政体之争」において、「都市国家は城邦経済の基礎の上に築かれるべきである」と考える。殷・周期には共同体所有制のみで、城邦経済は形成されておらず、ゆえに都市国家生成の基礎を欠いていた」の段落が引用紹介されており（140～141 頁）、その点が近年、『中国文明を読む』（風響社、2022 年）や本誌第 3 号収録の「西周時代の部族国家について」等において、部族国家論を展開している訳者の見解と通ずるものがあったからである。詹氏は西周について、「宗法的血縁関係を基礎として築かれた家父長制式の奴隸制国家」と考えるもので訳者とは異なるが、なにゆえ「都市国家」の語ではなく、「部族国家」の語を使用すべきか、その説明としては、訳者の考えは詹氏の延長線上にある。

最後に、翻訳の許可については、詹氏が 2019 年に逝去されていることから、ご遺族への連絡については、訳者が 2009 年度・2010 年度に中国社会科学院先秦史研究室において訪問学者として研修していた際に受入れ教員をお願いした宮長為研究員に依頼した。私事にわたるが、詹氏は訳者が 2000 年度に東北師範大学に留学していた際の指導教員であり、2 回目の長期訪問に際し、宮氏を推薦してくださったのは詹氏である。訳者としては詹先生の翻訳を用意できたことを喜びつつ、四半世紀を過ぎてようやく 1 篇という仕事の遅さを恥じ入る次第である。